

定 款

(最終改訂：令和 7 年 8 月 2 6 日)

株式会社ハニーズホールディングス

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ハニーズホールディングスと称し、英文では、
HONEYYS HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- ① 衣料品の製造ならびに販売
- ② アクセサリー・ベルト等の身廻り装飾品および小物の製造ならびに販売
- ③ 損害保険の代理業
- ④ 不動産賃貸業
- ⑤ 上記各号に附帯する一切の業務

2 当社は前記各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福島県いわき市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、104,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区別して選任する。

2 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過

半数をもって行う。

- 3 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることを定めるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の委任）

第27条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の規定に基づく重要な業務執行（同条第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

- 2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会）

第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- 2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

- 2 未払いの剰余金の配当および中間配当には、利息をつけない。